

届出による国籍取得のてびき

法務局(地方法務局)

この「てびき」は、国籍の取得をしようとする人が届書類の作成または取寄せをするためのものとして作成したのですが、法務局・地方法務局担当者の説明を受けていただくことを前提としていますので、書類の作成または取寄せをする前に法務局・地方法務局の担当者に十分相談するようにしてください。

第1 届出する前の注意事項

国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。

後記第6の条件を備えている人で、日本の国籍を取得したい人は、届出の際に届書に後記第6の書類を添付して提出しなければなりません。

また、届出をする際は、次のことにも注意してください。

- 1 国籍取得の届出によって日本の国籍を取得したときは、それによって現在有している外国の国籍をその国の法律により当然に失う場合があります(例えば、韓国など)。
- 2 法務局で届出が受け付けられた後は、届出を取り下げることができません。
- 3 届出によって日本の国籍を取得したときは、法律で定まる日本人である父または母などの氏を称し、その戸籍に入ることがあります。
- 4 届出によって日本の国籍を取得したときは、戸籍を作るため、1か月以内に戸籍の届出を市区町村長にしなければなりません。
- 5 届出によって日本の国籍を取得したことにより重国籍となった人は、法律の定める期限までにいずれかの国籍を選択しなければなりません。
- 6 認知された人の国籍取得の届出の場合(法3条、平成20年改正法附則2条、4条、5条)、事実に反する内容で届出をしたときは、国籍法20条などにより刑罰に処せられることがあるほか、併せて公正証書原本不実記載罪などに処せられることがあります。

第2 届出先

届出は国籍の取得をしようとする人の住所地を管轄する法務局、地方法務局または支局にしなければなりません。

第3 届出の方法

届出をするには、日本の国籍を取得しようとする人が15歳以上のときは本人が、15歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が自ら法務局に出頭してしなければなりません。

第4 届書類など作成上の一般的な注意事項

- 1 文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合は、取消線を引いた上、修正してください（修正テープ及び修正液の使用は不可）。
- 2 筆記具は黒インクのペンまたはボールペンを用いることとし、鉛筆は使用しないでください。
- 3 旅券（パスポート）や免許証などのように原本を提出できないものは、写し（コピー）を提出いただきます。この場合には、提出する際に原本を持参してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。

第5 国籍取得届書についての注意事項

- 1 届書の用紙は、法務局に備え付けてあるものを用いてください。
- 2 届書は、国籍の取得をしようとする人ごとに作成します。届書の署名以外は、代筆してもらっても結構ですが、できるだけ自分で記載してください。
- 3 届出年月日欄（表題「国籍取得届」の下に記載してある年月日欄）は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 写真はカラー・白黒どちらでも結構ですが、届出の日前6か月以内に撮影した5 cm × 5 cmの単身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを使用してください。

日本の国籍を取得しようとする人が15歳未満のときは、子を中心に父母などの法定代理人と一緒に撮影したものを使用してください。

- 5 届書の口には、該当する事項の口内に√印を付けてください。
- 6 国籍は、日本の国籍を取得しようとする人の属している国名を書いてください。
（例）韓国、中国、アメリカ合衆国
- 7 出生場所（生まれたところ、例・病院の所在地など）は、番地まで詳しく記載してください。番地などが不明の場合は、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書、出生証明書がある場合は、それを参考にしてください。
- 8 住所がマンション、アパートなどの場合は、マンション名、アパート名及び室番号まで記載してください。
- 9 氏名は、氏、名の順序で漢字、ひらがなまたはカタカナで記載し、氏名が漢字の場合は、ふりがなもつけてください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- 10 生年月日は、西暦または元号のいずれで記載しても差し支えありません。
- 11 父母の氏名は、氏、名の順序で漢字、ひらがなまたはカタカナで記載してください。
また、日本人父母の本籍は、地番まで記載してください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直してください。
父母の氏名または父母との続柄が不明の場合は該当欄に「不詳」と記載してください。
- 12 父母の本籍欄は、既に死亡している人については、その人の死亡した時の本籍を記載してください。

13 国籍取得後の本籍及び氏名は、届出が受理となった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。記載に当たっては、次の点に注意してください。

- ・ 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。

なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。

また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。

- ・ 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。

なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。

- ・ 「婚姻の有無」欄は、本籍及び氏を新たに定める場合に当たるかどうかを確認するためのものです。「有」には、父母が婚姻していた場合も含めて記載してください。

14 届書の「その他」欄には、日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、あるいは子を認知している場合には、そのことを記載してください。

15 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。

第6 日本国籍を取得できる条件と届書の添付書類など

届書により国籍を取得することができる条件及び届書の添付書類などは、おおむね次のとおりです。詳しいことは法務局の担当者の指示に従ってください。

1 すべての届出に必要な書類

- (1) 届書を提出するため出頭した人が、日本の国籍を取得しようとする人本人またはその法定代理人本人であることを確認するため、本人であることを証する書面が必要ですので、次のような書類を持って来てください。

外国人登録証明書(カードまたは手帳)、旅券、運転免許証、健康保険証、母子健康手帳、身分証明書など

- (2) 日本の国籍を取得しようとする人が15歳未満のときは、法定代理人が届出をします。その法定代理人の資格を証する次のような書面を添付してください。

戸籍謄本、法定代理人の指定などに関する裁判書謄本、その他外国人の本国におけ

る証明書など

(3) 外国語で記載された書面には、別にA4判の翻訳文を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、届出人を含め、どなたでも結構です。

(4) 日本の国籍を取得しようとする人の住所を証する次のような書面を添付してください。

外国人登録原票記載事項証明書、旅券など

(5) 日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、あるいは子を認知している場合には、そのことを証する次のような書面を添付してください。

戸籍謄本、婚姻届(養子縁組届、認知届)の記載事項証明書、外国の方式による婚姻(養子縁組、認知)証明書など

2 日本国民に認知された人の国籍取得の届出(法3条1項)

条 件	添 付 書 類
1. 父が認知したこと 2. 20歳未満であること 3. 日本国民であったことがないこと 4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと 5. 父が現に(死亡している場合はその時に)日本国民であること	(1) 父の出生時からの戸(除)籍謄本 (2) 出生届の記載事項証明書, 出生証明書, 分娩の事実の記載のある母子手帳など (3) 認知に至った経緯等を記載した父母の申述書 (4) 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期の父母の旅券または出入(出帰)国記録 (5) 外国の方式による認知証明書, 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの父の戸籍の附票の写し又は住民票の写し, 国籍を取得しようとする人と母の外国人登録原票記載事項証明書(登録時からの居住歴が記載されたもの), 国籍を取得しようとする人とその父母の3人が写った写真など

(注) 国籍を取得しようとする人の年齢にかかわらず、その父母もできる限り一緒に出頭してください。

(3)の申述書は、法務局に備え付けてあるものに記載してください。

認知の裁判が確定しているときは、一部の添付書類が不要となります。

3 国籍の留保届をしなかった人の国籍再取得の届出(法17条1項)

条 件	添 付 書 類
-----	---------

<ol style="list-style-type: none"> 1. 国外で生まれ、出生によって日本と外国の国籍を取得したが、国籍留保の届出をしなかったことにより日本の国籍を失ったこと 2. 20歳未満であること 3. 日本に住所を有すること 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 日本の国籍を取得しようとする人の出生時の父または母の戸(除)籍謄本 (2) 出生証明書, 分娩の事実を証する書面など (3) 外国人登録原票記載事項証明書または旅券など
---	--

4 日本国民に認知され、昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に日本の国籍を取得したい旨の届出をした人の国籍取得の届出（平成20年改正法附則2条1項）

条 件	添 付 書 類
<ol style="list-style-type: none"> 1. 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に対して日本の国籍を取得したい旨を届け出したこと 2. 上記1の届出の時に以下のすべてに当てはまっていたこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 父が認知したこと (2) 20歳未満であったこと (3) 父が届出の時に（死亡していた場合はその時に）日本国民であったこと 3. 日本国民であったことがないこと 4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に対して日本の国籍を取得したい旨を届け出したことを証する書面（国籍取得の届出が条件を備えていない旨の法務局からの通知など） (2) 認知の記載がある父の戸(除)籍謄本, 外国の方式による認知証明書など (3) 出生届の記載事項証明書, 出生証明書, 分娩の事実を記載した母子手帳など (4) 事件本人の出生時からの父の戸(除)籍謄本

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。

5 日本国民に認知された20歳を超えている人の国籍取得の届出（平成20年改正法附則4条1項の場合）

条 件	添 付 書 類
<ol style="list-style-type: none"> 1. 20歳になるまでの間で、かつ、平成20年12月31日までに父に認知されたこと 	<p>「2 日本国民に認知された人の国籍取得の届出(法3条1項)」の添付書類(1)～(5)参照</p>

2. 昭和58年1月2日から平成3年12月31日までに生まれた者で、20歳を超えていること
3. 日本国民であったことがないこと
4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと
5. 父が、平成15年1月1日又は認知の日のいずれか遅い日から平成20年12月31日までの間のうち子が20歳未満の時に日本国民であったこと
6. 父が現に(死亡している場合はその時に)日本国民であること

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。
 国籍を取得しようとする人の年齢にかかわらず、その父母もできる限り一緒に出頭してください。
 (3)の申述書は、法務局に備え付けてあるものに記載してください。
 認知の裁判が確定しているときは、一部の添付書類が不要となります。

6 4の届出で日本の国籍を取得した人の子の国籍取得の届出(平成20年改正法附則5条1項の場合)

条 件	添 付 書 類
<ol style="list-style-type: none"> 1. 父または母が4の届出により、平成21年1月1日以後に日本の国籍を取得したこと 2. 父または母による従前の届出の時以後に出生したこと 3. 日本国民であったことがないこと 4. 4の届出により日本の国籍を取得した父または母が養親ではないこと 5. 4の届出により日本の国籍を取得した父または母が出生後に認知していないこと 	<p>A 父又は母の4の届出と同時に届け出る場合 父母の婚姻を証する書面、出生を証する書面、胎児認知されている場合はそれを証する書面など</p> <p>B 父又は母の4の届出の後に届け出る場合 4の届出により国籍を取得した人の戸籍謄本など 他はAと同じです。</p>

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。
この届出は、できるだけ4の届出と同時にするようにしてください。

国籍取得届

(国籍法第3条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(氏) _____ (名) _____	
	国籍	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) _____ (名) _____	母(氏) _____ (名) _____
	本籍		
	外国人の場合の国籍	番地 番	番地 番
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 20歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が <input type="checkbox"/> 現に日本国民である。 <input type="checkbox"/> 死亡の時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日)		

※ 国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍			父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏) _____ (名) _____			
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を結んでいる。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/>			

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人の資格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) (<input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
- 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実と反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

国籍取得届

(国籍法第17条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(よみかた) (氏) (名)	
	国籍	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地番号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) (名)	母(氏) (名)
	本籍		
	外国人の場合の国籍	番地番 筆頭者の氏名	番地番 筆頭者の氏名
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 国籍留保の届出をしなかったため日本の国籍を失った。 <input type="checkbox"/> 20歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本に住所を有する。		

※ 国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)

国籍取得後	の 名
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしている。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(年 月 日 から認知) <input type="checkbox"/>

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人 の資格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、外国人登録原票記載事項証明書等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(国籍法第17条第2項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(よみかた) (氏) (名)	
	国籍	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) (名)	母(氏) (名)
	本籍		
	外国人の場合の国籍	番地番 筆頭者の氏名	番地番 筆頭者の氏名
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 官報による国籍選択の催告を受けて、期限内に日本の国籍を選択しなかったため日本の国籍を失った。(官報による催告を受けた日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によって現に有する外国の国籍を失う。 <input type="checkbox"/> 日本の国籍を失ったことを知った日から1年以内の届出である。(日本の国籍を失ったことを知った日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 期間内に届け出ることができなかった。 自己の責めに帰することができない事由 () 届け出ることができるに至った日 年 月 日		

※ 国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項5に注意してください。)

国籍取得後の名			
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしている。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(年 月 日 から認知) <input type="checkbox"/>		

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
 - 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（官報の写し、戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
 - 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
 - 4 には、該当する事項の口内に√印を付けてください。
 - 5 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
- なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 6 太枠の確認欄には記載しないでください。

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
- 5 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 6 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 7 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(昭和59年改正法附則第6条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(氏) _____ (名) _____	
	国籍	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) _____ (名) _____	母(氏) _____ (名) _____
	本籍		
	外国人の場合の国籍	番地 番	番地 番
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父 が昭和59年改正法附則第5条第1項の届出により日本の国籍を取得した。 (父又は母が日本の国籍を取得した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 父 が養親ではなく、出生後に認知した者ではない。 <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。		
	()		

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)

国籍取得後の名					
その他	<input type="checkbox"/> 国籍を取得しようとする者が	年	月	日	
	<input type="checkbox"/> 婚姻をしている。	(年	月	日
	<input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。	(年	月	日
	<input type="checkbox"/> 認知している。	(年	月	日
	<input type="checkbox"/> 認知されている。	(年	月	日

と婚姻)
と縁組)
を認知)
から認知)

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格 の 資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 義父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	-----	
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(平成20年改正法附則第2条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年	月	日		
	出生場所					
住所					番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合 は 国籍	番地 番			番地 番	
筆頭者の氏名			筆頭者の氏名			
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に日本の国籍を取得する旨を届け出た。(届出日 年 月 日) (届出先) <input type="checkbox"/> 上記届出の時までに父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 上記届出の時に20歳未満であった。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が上記届出の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 上記届出前に死亡していたときはその時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。					

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍					父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏)		(名)			
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を組んでいる。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/>					

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	番地 番号	番地 番号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻している場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 7 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 8 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- 9 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 10 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
- 5 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などを使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 6 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 7 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- 8 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第 14 条）。
- 9 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

国籍取得届

(平成20年改正法附則第5条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年	月	日		
	出生場所					
住所					番地番号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合 は 外国人の 場 合 は 国 籍	番地番		番地番		
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が平成20年改正法附則第2条第1項の届出により、平成21年1月1日以後に日本の国籍を取得した。 (父又は母が日本の国籍を取得した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 父又は母による従前の届出の時以後に出生した。 (父又は母による従前の届出の日 年 月 日) (父又は母による従前の届出の届出先) <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 父が養親ではなく、出生後に認知した者ではない。 <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。					
	()					

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)

国後	籍取得	
その他	国籍を取得しようとする者が	
	<input type="checkbox"/> 婚姻を結んでいる。	(年 月 日 と婚姻)
	<input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。	(年 月 日 と縁組)
	<input type="checkbox"/> 認知している。	(年 月 日 を認知)
	<input type="checkbox"/>	

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

届出による国籍取得のてびき

法務局(地方法務局)

この「てびき」は、国籍の取得をしようとする人が届書類の作成または取寄せをするためのものとして作成したものです。法務局・地方法務局担当者の説明を受けていただくことを前提としていますので、書類の作成または取寄せをする前に法務局・地方法務局の担当者に十分相談するようにしてください。

第1 届出する前の注意事項

国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣へ届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。

後記第6の条件を備えている人で、日本の国籍を取得したい人は、届出の際に届書に後記第6の書類を添付して提出しなければなりません。

また、届出をする際は、次のことにも注意してください。

- 1 国籍取得の届出によって日本の国籍を取得したときは、それによって現在有している外国の国籍をその国の法律により当然に失う場合があります(例えば、韓国など)。
- 2 法務局で届出が受け付けられた後は、届出を取り下げることができません。
- 3 届出によって日本の国籍を取得したときは、法律で定まる日本人である父または母などの氏を称し、その戸籍に入ることがあります。
- 4 届出によって日本の国籍を取得したときは、戸籍を作るため、1か月以内に戸籍の届出を市区町村長にしなければなりません。
- 5 届出によって日本の国籍を取得したことにより重国籍となった人は、法律の定める期限までにいずれかの国籍を選択しなければなりません。
- 6 認知された人の国籍取得の届出の場合(法3条、平成20年改正法附則2条、4条、5条)、事実に反する内容で届出をしたときは、国籍法20条などにより刑罰に処せられることがあるほか、併せて公正証書原本不実記載罪などに処せられることがあります。

第2 届出先

届出は国籍の取得をしようとする人の住所地を管轄する法務局、地方法務局または支局にしなければなりません。

第3 届出の方法

届出をするには、日本の国籍を取得しようとする人が15歳以上のときは本人が、15歳未満のときは親権者、後見人などの法定代理人が自ら法務局に出頭してしなければなりません。

第4 届書類など作成上の一般的な注意事項

- 1 文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合は、取消線を引いた上、修正してください（修正テープ及び修正液の使用は不可）。
- 2 筆記具は黒インクのペンまたはボールペンを用いることとし、鉛筆は使用しないでください。
- 3 旅券（パスポート）や免許証などのように原本を提出できないものは、写し（コピー）を提出いただきます。この場合には、提出する際に原本を持参してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。

第5 国籍取得届書についての注意事項

- 1 届書の用紙は、法務局に備え付けてあるものを用いてください。
- 2 届書は、国籍の取得をしようとする人ごとに作成します。届書の署名以外は、代筆してもらっても結構ですが、できるだけ自分で記載してください。
- 3 届出年月日欄（表題「国籍取得届」の下に記載してある年月日欄）は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 写真はカラー・白黒どちらでも結構ですが、届出の前日6か月以内に撮影した5 cm × 5 cmの単身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを使用してください。

日本の国籍を取得しようとする人が15歳未満のときは、子を中心に父母などの法定代理人と一緒に撮影したものを使用してください。

- 5 届書の口には、該当する事項の口内に√印を付けてください。
- 6 国籍は、日本の国籍を取得しようとする人の属している国名を書いてください。
（例）韓国、中国、アメリカ合衆国
- 7 出生場所（生まれたところ、例・病院の所在地など）は、番地まで詳しく記載してください。番地などが不明の場合は、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書、出生証明書がある場合は、それを参考にしてください。
- 8 住所がマンション、アパートなどの場合は、マンション名、アパート名及び室番号まで記載してください。
- 9 氏名は、氏、名の順序で漢字、ひらがなまたはカタカナで記載し、氏名が漢字の場合は、ふりがなもつけてください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- 10 生年月日は、西暦または元号のいずれで記載しても差し支えありません。
- 11 父母の氏名は、氏、名の順序で漢字、ひらがなまたはカタカナで記載してください。
また、日本人父母の本籍は、地番まで記載してください。中国などの簡略体漢字については、日本の正字に引き直してください。
父母の氏名または父母との続柄が不明の場合は該当欄に「不詳」と記載してください。
- 12 父母の本籍欄は、既に死亡している人については、その人の死亡した時の本籍を記載してください。

13 国籍取得後の本籍及び氏名は、届出が受理となった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。記載に当たっては、次の点に注意してください。

- ・ 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。

なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。

また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。

- ・ 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。

なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。

- ・ 「婚姻の有無」欄は、本籍及び氏を新たに定める場合に当たるかどうかを確認するためのものです。「有」には、父母が婚姻していた場合も含めて記載してください。

14 届書の「その他」欄には、日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、あるいは子を認知している場合には、そのことを記載してください。

15 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。

第6 日本国籍を取得できる条件と届書の添付書類など

届書により国籍を取得することができる条件及び届書の添付書類などは、おおむね次のとおりです。詳しいことは法務局の担当者の指示に従ってください。

1 すべての届出に必要な書類

(1) 届書を提出するため出頭した人が、日本の国籍を取得しようとする人本人またはその法定代理人本人であることを確認するため、本人であることを証する書面が必要ですので、次のような書類を持って来てください。

外国人登録証明書(カードまたは手帳)、旅券、運転免許証、健康保険証、母子健康手帳、身分証明書など

(2) 日本の国籍を取得しようとする人が15歳未満のときは、法定代理人が届出をします。その法定代理人の資格を証する次のような書面を添付してください。

戸籍謄本、法定代理人の指定などに関する裁判書謄本、その他外国人の本国におけ

る証明書など

(3) 外国語で記載された書面には、別にA4判の翻訳文を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、届出人を含め、どなたでも結構です。

(4) 日本の国籍を取得しようとする人の住所を証する次のような書面を添付してください。

外国人登録原票記載事項証明書、旅券など

(5) 日本の国籍を取得しようとする人が結婚や養子縁組をしていたり、父から認知されていたり、あるいは子を認知している場合には、そのことを証する次のような書面を添付してください。

戸籍謄本、婚姻届(養子縁組届、認知届)の記載事項証明書、外国の方式による婚姻(養子縁組、認知)証明書など

2 日本国民に認知された人の国籍取得の届出(法3条1項)

条 件	添 付 書 類
1. 父が認知したこと 2. 20歳未満であること 3. 日本国民であったことがないこと 4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと 5. 父が現に(死亡している場合はその時に)日本国民であること	(1) 父の出生時からの戸(除)籍謄本 (2) 出生届の記載事項証明書, 出生証明書, 分娩の事実の記載のある母子手帳など (3) 認知に至った経緯等を記載した父母の申述書 (4) 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期の父母の旅券または出入(出帰)国記録 (5) 外国の方式による認知証明書, 母が国籍を取得しようとする人を妊娠した時期からの父の戸籍の附票の写し又は住民票の写し, 国籍を取得しようとする人と母の外国人登録原票記載事項証明書(登録時からの居住歴が記載されたもの), 国籍を取得しようとする人とその父母の3人が写った写真など

(注) 国籍を取得しようとする人の年齢にかかわらず、その父母もできる限り一緒に出頭してください。

(3)の申述書は、法務局に備え付けてあるものに記載してください。

認知の裁判が確定しているときは、一部の添付書類が不要となります。

3 国籍の留保届をしなかった人の国籍再取得の届出(法17条1項)

条 件	添 付 書 類
-----	---------

1. 国外で生まれ、出生によって日本と外国の国籍を取得したが、国籍留保の届出をしなかったことにより日本の国籍を失ったこと	(1) 日本の国籍を取得しようとする人の出生時の父または母の戸(除)籍謄本 (2) 出生証明書, 分娩の事実を証する書面など (3) 外国人登録原票記載事項証明書または旅券など
2. 20歳未満であること	
3. 日本に住所を有すること	

4 日本国民に認知され、昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に日本の国籍を取得したい旨の届出をした人の国籍取得の届出(平成20年改正法附則2条1項)

条 件	添 付 書 類
1. 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に対して日本の国籍を取得したい旨を届け出たこと	(1) 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に対して日本の国籍を取得したい旨を届け出たことを証する書面(国籍取得の届出が条件を備えていない旨の法務局からの通知など)
2. 上記1の届出の時に以下のすべてに当てはまっていたこと (1) 父が認知したこと (2) 20歳未満であったこと (3) 父が届出の時に(死亡していた場合はその時に)日本国民であったこと	(2) 認知の記載がある父の戸(除)籍謄本, 外国の方式による認知証明書など (3) 出生届の記載事項証明書, 出生証明書, 分娩の事実を記載した母子手帳など (4) 事件本人の出生時からの父の戸(除)籍謄本
3. 日本国民であったことがないこと	
4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと	

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。

5 日本国民に認知された20歳を超えている人の国籍取得の届出(平成20年改正法附則4条1項の場合)

条 件	添 付 書 類
1. 20歳になるまでの間で、かつ、平成20年12月31日までに父に認知されたこと	「2 日本国民に認知された人の国籍取得の届出(法3条1項)」の添付書類(1)~(5)参照

2. 昭和58年1月2日から平成3年12月31日までに生まれた者で、20歳を超えていること
3. 日本国民であったことがないこと
4. 父が子の出生の時に日本国民であったこと
5. 父が、平成15年1月1日又は認知の日のいずれか遅い日から平成20年12月31日までの間のうち子が20歳未満の時に日本国民であったこと
6. 父が現に(死亡している場合はその時に)日本国民であること

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。

国籍を取得しようとする人の年齢にかかわらず、その父母もできる限り一緒に出頭してください。

(3)の申述書は、法務局に備え付けてあるものに記載してください。

認知の裁判が確定しているときは、一部の添付書類が不要となります。

6 4の届出で日本の国籍を取得した人の子の国籍取得の届出（平成20年改正法附則5条1項の場合）

条 件	添 付 書 類
<ol style="list-style-type: none"> 1. 父または母が4の届出により、平成21年1月1日以後に日本の国籍を取得したこと 2. 父または母による従前の届出の時以後に出生したこと 3. 日本国民であったことがないこと 4. 4の届出により日本の国籍を取得した父または母が養親ではないこと 5. 4の届出により日本の国籍を取得した父または母が出生後に認知していないこと 	<p>A 父又は母の4の届出と同時に届け出る場合 父母の婚姻を証する書面、出生を証する書面、胎児認知されている場合はそれを証する書面など</p> <p>B 父又は母の4の届出の後に届け出る場合 4の届出により国籍を取得した人の戸籍謄本など 他はAと同じです。</p>

(注) この届出ができるのは、平成21年1月1日から3年間に限られています。
この届出は、できるだけ4の届出と同時にするようにしてください。

国籍取得届

(国籍法第3条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(氏) _____ (名) _____	
	国籍	父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) _____ (名) _____	母(氏) _____ (名) _____
	本籍		
	外国人の場合国籍	番地 番	番地 番
外国人の筆頭者の氏名	筆頭者の氏名		
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 20歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が <input type="checkbox"/> 現に日本国民である。 <input type="checkbox"/> 死亡の時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日)		

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍	父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏) _____ (名) _____	
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を結んでいる。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/>	

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	番地	番地
	番号	番号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 7 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 8 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- 9 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 10 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

国籍取得届

(国籍法第17条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の日前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(氏) _____ (名) _____	
	国籍	_____	父母との続柄 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	_____年 _____月 _____日	
	出生場所	_____	
	住所	_____番地 _____番 _____号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) _____ (名) _____	母(氏) _____ (名) _____
	本籍	_____	
	外国人の場合(は)国籍	_____番地 _____番	_____番地 _____番
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 国籍留保の届出をしなかったため日本の国籍を失った。 <input type="checkbox"/> 20歳未満である。 <input type="checkbox"/> 日本に住所を有する。		
	※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)。		
	国籍取得後の名 _____		

その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしている。(_____年 _____月 _____日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(_____年 _____月 _____日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(_____年 _____月 _____日 を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(_____年 _____月 _____日 から認知) <input type="checkbox"/> _____
-----	---

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格 の 資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、外国人登録原票記載事項証明書等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(国籍法第17条第2項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	氏名	(氏) _____ (名) _____	
	国籍		父母との続柄 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日	
	出生場所		
	住所	番地番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏) _____ (名) _____	母(氏) _____ (名) _____
	本籍		
	外国人の場合国籍	番地番	番地番
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 官報による国籍選択の催告を受けて、期限内に日本の国籍を選択しなかったため日本の国籍を失った。(官報による催告を受けた日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によって現に有する外国の国籍を失う。 <input type="checkbox"/> 日本の国籍を失ったことを知った日から1年以内の届出である。(日本の国籍を失ったことを知った日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 期間内に届け出ることができなかった。 自己の責めに帰することができない事由 (_____) 届け出ることができるに至った日 年 月 日		

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項5に注意してください。)

国籍取得後	名
その他	<input type="checkbox"/> 国籍を取得しようとする者が婚姻をしている。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(年 月 日 から認知) <input type="checkbox"/>

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
 - 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（官報の写し、戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
 - 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
 - 4 □には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
 - 5 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
- なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 6 太枠の確認欄には記載しないでください。

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 には、該当する事項の口内に√印を付けてください。
- 5 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 6 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 7 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(昭和59年改正法附則第6条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年	月	日		
	出生場所					
住所					番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合 は国籍	番地 番		番地 番		
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父母が昭和59年改正法附則第5条第1項の届出により日本の国籍を取得した。 (父又は母が日本の国籍を取得した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 父母が養親ではなく、出生後に認知した者ではない。 <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。					

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)

国籍取得後	取得者の名
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻をしている。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/> 認知されている。(年 月 日 から認知) <input type="checkbox"/>

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人の資格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

国籍取得届

(平成20年改正法附則第2条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)

15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年	月	日		
	出生場所					
住所					番地番	号
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合国籍	番地番		番地番		
筆頭者の氏名			筆頭者の氏名			
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 昭和60年1月1日から平成20年6月4日までに法務大臣に日本の国籍を取得する旨を届け出た。(届出日 年 月 日) (届出先) <input type="checkbox"/> 上記届出の時までに父が認知をした。(父が認知をした日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 上記届出の時に20歳未満であった。 <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 認知をした父が子の出生の時に日本国民であった。 認知をした父が <input type="checkbox"/> 上記届出の時に日本国民であった。 <input type="checkbox"/> 上記届出前に死亡していたときはその時に日本国民であった。(死亡した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。					

※ 国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6から8に注意してください。)

国籍取得後の本籍					父母婚姻の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国籍取得後の氏名	(氏)		(名)			
その他	国籍を取得しようとする者が	年	月	日	と婚姻)	
<input type="checkbox"/>	婚姻を組んでいる。	(年	月	日)	と縁組)
<input type="checkbox"/>	養子縁組をしている。	(年	月	日)	を認知)
<input type="checkbox"/>	認知している。	(年	月	日)	
<input type="checkbox"/>						

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母)	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所	番地	番地
	番号	番号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などは使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。
また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 7 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 8 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法102条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- 9 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 10 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

(裏面)

届 出 人 署 名	
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官	

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父の戸籍謄本、父母の渡航履歴を証する資料等）及び父母の申述書を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 4 □には、該当する事項の□内に√印を付けてください。
- 5 「国籍取得後の本籍」には、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「○丁目○番」（※○号は記載できません）と記載してください。なお、実在しない町名、地番などを使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。また、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において本籍を記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は国籍取得後の本籍は法律上当然に決まりますので、①②の場合とも本籍を記載する必要はありません。母の戸籍に入る場合はその旨記載してください。
- 6 「父母婚姻の有無」欄の「有」には、父母が婚姻していた場合も含まれます。
- 7 「国籍取得後の氏名」のうち「名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。なお、氏については、その他の正しい日本文字も使用することができますが、①日本人と婚姻している場合は戸籍法上の届出（戸籍法 102 条）において記載していただくため、②父母が婚姻している場合（婚姻していた場合）または日本人と養子縁組している場合は法律上当然に決まるため、③母の戸籍に入る場合は母と同一の氏を称するため、①②③の場合は記載する必要はありません。
- 8 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第 14 条）。
- 9 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。

国籍取得届

(平成20年改正法附則第5条第1項)

平成 年 月 日

法務大臣殿

国籍を取得しようとする者の写真(届出の前6か月以内に撮影した5cm四方の単身、無帽、正面、上半身のもの)
15歳未満の場合は、法定代理人と一緒に撮影したもの

日本の国籍を取得したいので届出をします。

(平成 年 月 日撮影)

日本国籍を取得しようとする者	(よみかた)	(氏)		(名)		
	氏名					
	国籍			父母との続柄	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年	月	日		
	出生場所					
住所					番地 番 号	
国籍を取得しようとする者の父母	氏名	父(氏)	(名)	母(氏)	(名)	
	本籍					
	外国人の場合 外国人の場 国籍	番地 番		番地 番		
国籍を取得すべき事由	<input type="checkbox"/> 父が平成20年改正法附則第2条第1項の届出により、平成21年1月1日以後に日本の国籍を取得した。 (父又は母が日本の国籍を取得した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 父又は母による従前の届出の時以後に出生した。 (父又は母による従前の届出の日 年 月 日) (父又は母による従前の届出の届出先) <input type="checkbox"/> 日本国民であったことがない。 <input type="checkbox"/> 父が養親ではなく、出生後に認知した者ではない。 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 自己の責めに帰することのできない事由によって期間内に届け出ることができなかった。					

※国籍取得後の戸籍の編製に必要なため、下欄に書いてください(裏面の注意事項6に注意してください。)

国後 籍取 得の 名					
その他	国籍を取得しようとする者が <input type="checkbox"/> 婚姻を結んでいる。(年 月 日 と婚姻) <input type="checkbox"/> 養子縁組をしている。(年 月 日 と縁組) <input type="checkbox"/> 認知している。(年 月 日 を認知) <input type="checkbox"/>				

(裏面)

届出人名	
------	--

※国籍を取得しようとする者が15歳未満のときは、下欄に書いてください。

法定代理人格 の 資 格	親権者 (<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母) <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母	<input type="checkbox"/> 後見人
署名		
住所		
	番地 番 号	番地 番 号
上記署名は自筆したものであり、届出人は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官		

(届出人連絡先電話番号)

注意事項

- 1 必ず届出人本人が出頭し、届出人本人であることを証するもの（外国人登録証明書、旅券等）を持参してください。
- 2 国籍取得の条件を備えていることを証する公的資料（出生証明書、父母の戸籍謄本等）を添付し、それが外国語で書かれているときは、その日本語訳文も添付してください。
- 3 届出人が国籍を取得しようとする者の法定代理人である場合は、その資格を証する公的資料を添付してください。
- 4 届出人または法定代理人の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- 5 には、該当する事項の内に√印を付けてください。
- 6 「国籍取得後の名」は、常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字、ひらがな、カタカナで書いてください。
なお、国籍取得後の氏は、法律上当然に決まります。
- 7 この届出によって日本と外国の両方の国籍を有することとなった場合は、この届出の時に20歳未満であるときは22歳に達するまでに、この届出の時に20歳以上であるときはこの届出の時から2年以内に、いずれかの国籍を選択しなければなりません（国籍法第14条）。
- 8 太枠の確認欄には記載しないでください。

事実に反する内容で届出をした場合は、刑罰に処せられることがあります。